

平成18年11月1日

プレスリリース

全国農業協同組合連合会
農 林 中 央 金 庫
共栄火災海上保険株式会社

系統素畜導入資金対応措置の実施について

JA全農・農林中央金庫・共栄火災海上保険株式会社は、養牛・養豚農家を対象に、素畜の導入資金を迅速に提供するため「系統素畜導入資金対応措置」を創設しました。

1. 制度創設の経緯と制度の特徴

本制度は、事業拡大の意欲と能力がある畜産農家のうち、与信限度や担保の面でJAからの融資に限界が生じた場合に限り、JA等から推薦された農家に対し、追加的な資金対応を可能とするために創設した制度です。

家畜を実質的な担保とし、共栄火災による保証保険を活用することで、不動産担保や第三者からの個人保証を必要としない点に大きな特徴があります。

2. 系統素畜導入資金対応措置の概要

- (1) 対象農家： 経営能力・飼育成績ともに優秀な農家(法人含む)で、全農の畜産基幹産地登録制度に登録された基幹産地を構成する農家、およびJA・地域の推薦を受けた農家で、全農全国本部・信連または農林中金・共栄火災の審査に適合した農家。
- (2) 対象畜種： 繁殖牛・繁殖豚・肥育豚・乳用牛・肥育牛
- (3) 資金提供の仕組み
 - ア. JA等の事業主体は、農家に、素畜を所有権留保付で割賦販売します。
 - イ. JA等は、この割賦販売債権を、農中信託銀行を通じて信連または農林中金に譲渡します。この際にJA等は、割賦販売債権譲渡代金を受領するので、債権譲渡後はJA等での資金負担が生じないスキームとなっており、大規模化等によりJAの与信限度を超える農家にも対応できます。
 - ウ. 農家は共栄火災と、当該割賦販売契約を対象として、割賦債権の50%について保証保険契約を締結します。
 - エ. JA等は、経済事業系統と連携して農家の飼養管理・経営管理の指導を行い、素畜の管理状況を把握します。このため不動産担保や第三者からの個人保証は必要ありません。

3. 本制度の特徴

(1) JAグループをあげた畜産農家の円滑な資金調達への取り組み

本制度は、農家の飼養管理・経営管理の指導は経済事業系統、資金提供は信用事業系統、保険引受は共栄火災というように、系統の各機関がそれぞれの機能に応じた役割を果たすことによって、畜産農家への資金提供を円滑に行う仕組みとなっております（全体の仕組み図および各機関の役割は別紙1・2のとおり）。

(2) 農家・JAにとってのメリット

ア. 農家にとってのメリット

家畜を実質的な担保とし、保証保険を活用することで、不動産担保や第三者による個人保証なしでの資金調達が可能となります。

イ. JAにとってのメリット

大規模化等によりJAによる資金対応に限界が生じた場合でも、組合員に対して素畜の供給を行うことができます。

4. 資金対応条件

(1) 料率

概ね3%の水準（割賦手数料・保証保険料を含む）

※ プライムレートを基準に設定します。

※ 実際の料率は、畜種・期間・返済方法および金融情勢により変動します。

(2) 限度額・期間・返済方法

原則、下表の条件とします。

畜種	限度額	期間	元金返済方法	利払方法
肥育牛	100 百万円	24 ヶ月以内	販売時一括	毎月 1 回
繁殖牛	60 百万円	60 ヶ月以内	子牛販売時 3 回	毎月 1 回
乳用牛	60 百万円	36 ヶ月以内	据置期間 6 ヶ月・毎月均等返済	毎月 1 回
繁殖豚	50 百万円	24 ヶ月以内	据置期間 12 ヶ月・毎月均等返済	毎月 1 回
肥育豚	30 百万円	6 ヶ月以内	販売時一括	毎月 1 回

5. 本制度の創設日

平成18年11月1日

以上

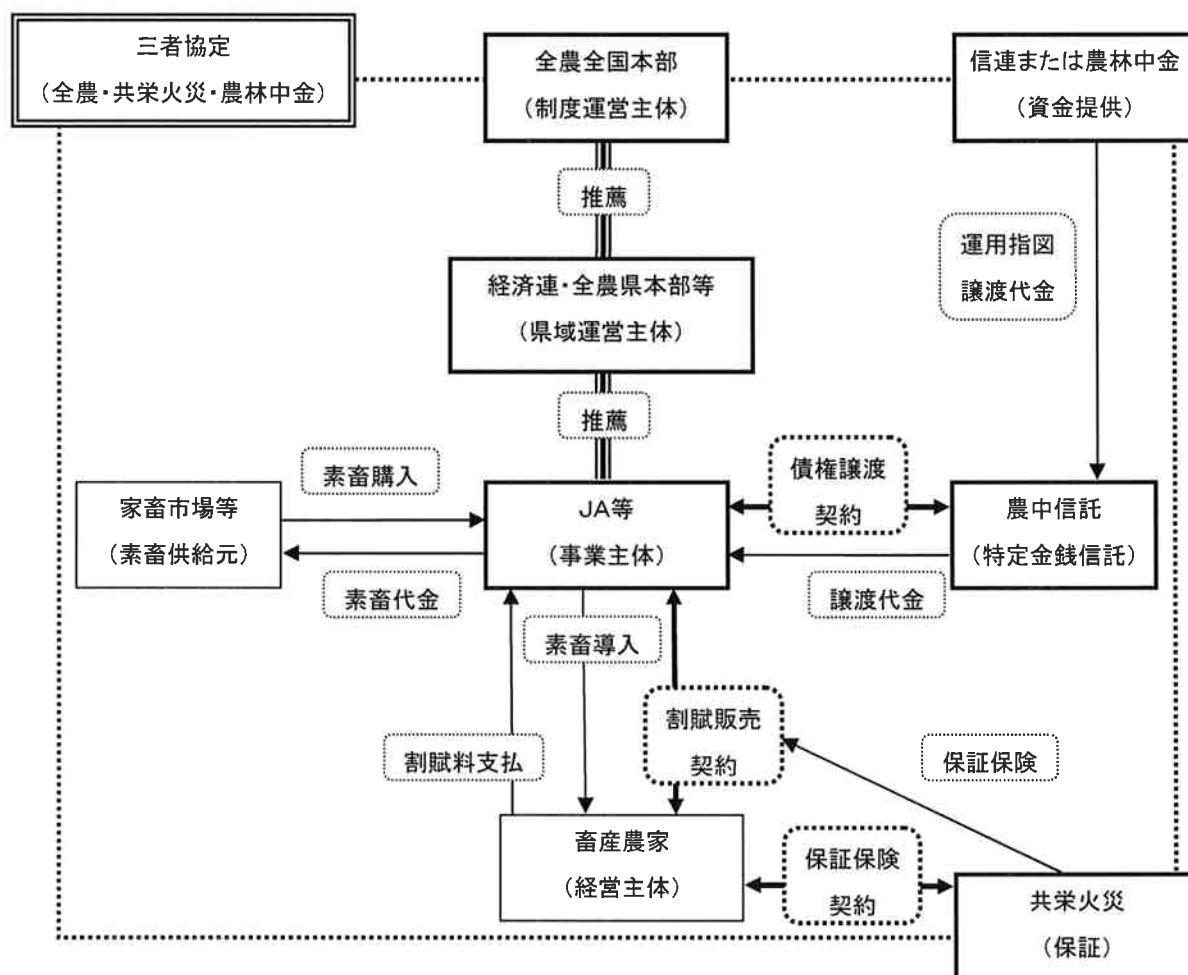
本件に関するお問い合わせ先

JA全農 畜産総合対策部 統轄課（守江・永井） TEL 03-3245-7191

農林中央金庫 広報部（岩渕・真島） TEL 03-5222-2019

共栄火災海上保険(株) 広報室（大久保） TEL 03-3580-4221

系統素畜導入資金対応措置の概要図



各機関の役割

(1) JA等（事業主体）

対象となる畜産農家を推薦し、債権譲渡後も畜産農家に対して飼養管理・経営管理の指導等を行い、素畜の棚卸確認や割賦債権の回収業務等を担います。

(2) 経済連・全農県本部等（県域運営主体）

県域における運営主体として県域要領を制定し、要領に基づき畜産農家の審査、全農全国本部への推薦を行うとともに、事業主体と連携して畜産農家の飼養管理・経営管理の指導等を行います。

(3) 全農全国本部（制度運営主体）

基本要領を制定し、県域から推薦された畜産農家の審査を行い、関係機関と連携して、継続的に畜産農家の経営状況を把握します。

(4) 共栄火災

畜産農家毎に保険引受の可否を判断し、割賦販売契約を対象とした保証保険契約を締結します。

(5) 信連または農林中金

畜産農家の審査を行い、農中信託銀行を通じて事業主体から割賦債権の譲渡を受け、資金対応を行います。

(6) 農中信託銀行

譲渡を受けた割賦債権の管理を行います。